

一宮市緑の基本計画改定版（2020年度～2030年度）【概要版】（1/6）

1-1 計画改定の背景と目的

緑の基本計画（前計画）（計画期間：2009.4～2020.3）

【改定の背景】

- 計画策定後の約10年間における緑を取り巻く社会環境の変化への対応
 - ①人口減少・少子高齢化の進行に伴う公園緑地行政に係る財源の縮減
 - ②地球温暖化やヒートアイランド現象をはじめとする地球環境問題の深刻化
 - ③多発する自然災害に対する防災意識・防災対策の重要性の高まり
 - ④経済的な豊かさから精神的な豊かさへの転換により、多様化するニーズへの対応
 - ⑤多様な種が共存する持続可能な都市づくりへの転換
- 社会環境の変化に対応するために国が進めている取組み等との整合
 - ①都市緑地法・都市公園法・生産緑地法等の緑に関する法律の改正
 - ②都市の緑が持つ多様な機能を活用する「グリーンインフラ」の推進
 - ③持続可能な都市経営の実現に向けた多拠点ネットワーク型のコンパクトな都市づくりへの転換

【改定の目的】

- 次の世代へ一宮の緑を継承するための指針づくり
 - ①都市公園や木曽川沿いの河川緑地、社寺林や田畑などの緑のストックの保全・活用
 - ②市民や民間事業者等の多様な主体との連携による緑地空間の創出・利用

緑の基本計画（改定版）（計画期間：2020.4～2031.3）

1-2 緑の基本計画とは

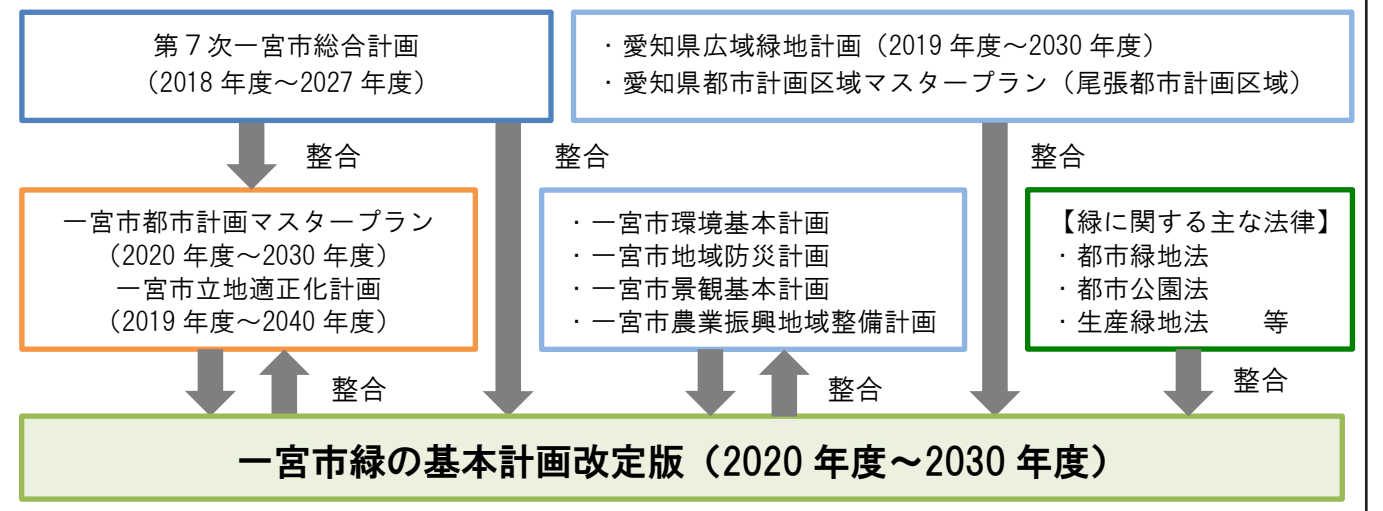
【緑の基本計画とは】

- 都市緑地法第4条に規定される法定計画（市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）
- 記載項目は、主に「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」、「都市公園の整備・管理の方針」、「都市農地の保全」等に関する事項。

【計画における緑とその役割】

計画における緑	<p>○公園や緑地、街路樹、広場等のオープンスペースの他、河川やため池等の水辺空間、学校や市役所等の公共施設等の緑地、社寺林や農地等の民有緑地等、都市の緑に関する空間全体</p> <p>大野極楽寺公園 木曽川の河畔林 真清田神社と社寺林 都市近郊に広がる農地</p>
緑が果たす役割	<p>○都市における緑が果たす役割は主に、環境の保全や改善、美しく魅力的な景観の形成、まちの防災機能の向上、まちのにぎわいやレクリエーションの場の創出</p> <p>環境の保全や改善 美しく魅力的な景観の形成 まちの防災機能の向上 まちのにぎわいやレクリエーションの場の創出</p>

1-3 計画の位置付け



1-4 計画のフレーム

【計画期間】：2020（令和2）年度から概ね10年間 【対象区域】：一宮市全域（113.82km²）

計画期間（年度）	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31/R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
第7次一宮市総合計画（2018年度～2027年度）	[Progress bar]														
一宮市都市計画マスタープラン（2020年度～2030年度）		[Progress bar]													
第2次一宮市環境基本計画（2014年度～2023年度）	[Progress bar]														
一宮市緑の基本計画（前計画）（2009年度～2020年度）	[Progress bar]														
一宮市緑の基本計画（2020年度から概ね10年間）		[Progress bar]													

1-5 緑に関する法律の改正

都市公園の再生・活性化 【都市公園法等】	緑地・広場の創出 【都市緑地法】	都市農地の保全・活用 【生産緑地法・都市計画法・建築基準法】
<p><改正のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ☆都市公園で保育所等の設置を可能に（国家戦略特区特例の一般措置化） ☆民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設 ☆公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年⇒30年） ☆公園の活性化に関する協議会の設置 	<p><改正のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ☆民間による市民緑地の整備 ☆緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 	<p><改正のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ☆生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に（300㎡を下限） ☆生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に ☆新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制）
<p>地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実 【都市緑地法等】</p> <p><改正のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ☆市区町村が策定する「緑の基本計画」（緑のマスタープラン）の記載事項を拡充 ⇒ 都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み 		

2-1 この10年間で変化した社会情勢（1-1 計画改定の背景と目的より抜粋）

緑を取り巻く社会環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> ■地球温暖化などの地球環境問題が深刻化しており都市環境への配慮が求められている ■多発する自然災害に対する防災意識・防災対策の重要性の高まっている ■本市の人口は2015年を境に減少に転じており、厳しい財政状況になっている ■経済的な豊かさから精神的な豊かさへの転換により、多様化するニーズや変化するライフスタイルへの対応が求められている ■生物多様性に配慮した多様な種が共存する持続可能な都市づくりへの転換が求められている
国が推進する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ■都市緑地法、都市公園法、生産緑地法等の緑に関する法律の改正 ⇒市民緑地認定制度等の創設（都市緑地法）や公募設置管理制度（Park-PFI）の創設（都市公園法）、生産緑地地区の面積要件の緩和（生産緑地法） ■都市の緑が持つ多様な機能の活用推進⇒「グリーンインフラ」の推進 ■立地適正化計画に基づく持続可能で多拠点ネットワーク型のコンパクトな都市づくりへの転換

2-2 これまでの緑のまちづくり

【本市の緑の現況】

緑被の現況	<ul style="list-style-type: none"> ○木曽川の自然や郊外部に広がる農地などの都市計画区域における緑被率は35.2%となっており、2006年度と比較して約3%減少 ○市街化区域の緑被率は5.1%となっており、2006年度と比較して約8%減少
緑地の現況	<ul style="list-style-type: none"> ○都市公園の整備面積は2007年度（173.63ha）～2018年度（208.21ha）で約1.2倍に増加しており、整備箇所は2007年度（147箇所）～2018年度（167箇所）で20箇所増加 ○市民1人当たりの都市公園面積は5.41㎡/人と2007年度時点から0.88㎡/人増加しているが、国の標準値（10㎡/人）や県平均値（7.68㎡/人）を下回る ○地域制緑地は生産緑地地区、農業振興地域農用地区、河川区域、史跡・指定文化財のみであり、総面積は2524.1haで2007年度から約80ha減少 ○民間施設緑地である社寺林は市内に点在しており、総面積は37.44ha
市民活動の現況	<ul style="list-style-type: none"> ○公園愛護団体数は66団体で2007年度から約1.2倍増加 ○アダプトプログラム制度は187グループで2007年度から約2.7倍に増加 ○「市民参加の森づくり」事業では約14,200人が参加し、約144,000本の苗木を植樹
4つの機能別の緑の現況	<ul style="list-style-type: none"> ○木曽川沿川の緑地や大野極楽寺公園などは広域的な観光・交流の拠点となっている ○真清田神社や妙興寺には歴史性・文化性のある社寺林が残っている ○エコハウス138や138タワーパークでは自然を通じた環境学習が実施されている ○都市公園のほとんどが緊急避難場所に指定されており、地域の防災拠点となっている

【緑に関する市民の意識】

平成30年度実施の市民アンケート結果より抜粋

- 本市の水と緑のイメージとして「木曽川及びその周辺の緑」と感じており、生活に身近な緑としては、「神社や寺の緑」というイメージを持っている
- 市民が住んでいる地区周辺の緑の量について、市民の28.5%が多いと感じており、住み始めた頃からの緑の量は41.6%の市民が減少したと感じている
- 市民の49.4%が公園を利用しておらず、利用しない理由としては、「公園でやりたいことがない」、「利用したい施設がない」が挙げられている
- 市民から「子どもが安心して遊べる公園」や「カフェやレストランがある公園」が求められている
- 身近な緑の維持管理について、満足している市民は少なく、今後の維持管理のあり方としては、42.6%の市民が「行政と地域が協力して管理すべき」と考えている
- 今後の緑の取組みとして市民が期待することは、「公園や街路樹等の適正な維持管理」、「空き地などを活用した市民の庭（オープンスペース）の創出・活用」、「防災機能を備えた公園の整備」などが挙げられている
- 市民の多く（81.7%）がこれまでに緑に関する取組みに関わったことがないが、今後関わってみたいと考える市民（15.8%）もいる

【前計画の達成状況（2019年3月末時点）】

緑地の確保目標	<ul style="list-style-type: none"> <市民1人当たりの都市公園面積> 【基準値】：4.5㎡/人 【現状値】：5.41㎡/人 【目標値】：6.1㎡/人 ⇒【未達成】 <市民1人当たりの都市公園等及び公共施設緑地面積> 【基準値】：8.1㎡/人 【現状値】：8.95㎡/人 【目標値】：9.8㎡/人 ⇒【未達成】 <市街化区域における緑地率> 【基準値】：7.9% 【現状値】：7.0% 【目標値】：7.8% ⇒【未達成】
施策	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの10年間で稲荷公園再整備事業や大野極楽寺公園及び光明寺公園のサイクリングロード整備事業等の緑地の整備改善に関する事業を推進してきたが、社寺林や農地などの身近な緑の保全・活用、市民や民間事業者等との連携による民有地緑化が未着手となっている

2-3 これからの緑のまちづくり

<社会情勢の変化からみえる課題>

- 【課題①】：地球温暖化や多発する自然災害などの都市型災害への対応
- 【課題②】：人口減少社会と多様化するニーズやライフスタイルの変化への対応
- 【課題③】：生物多様性の確保と多様な種が共存する持続可能な都市づくりへの対応
- 【課題④】：グリーンインフラなどの新たな国の政策への対応
- 【課題⑤】：多拠点ネットワーク型のコンパクトな都市の形成と連携した都市緑地の創出への対応

<緑の現況からみえる課題>

- 【課題⑥】：木曽川の自然や市街地内の緑被・緑地の減少への対応
- 【課題⑦】：市民協働による緑のまちづくりの推進
- 【課題⑧】：木曽川の自然や歴史文化のある社寺林などの一宮市の特徴的な水と緑の資源の保全と活用

<緑に関する市民の意識からみえる課題>

- 【課題⑨】：市民が利用したくなる、魅力的な公園づくり
- 【課題⑩】：ストック効果を高める公園緑地の維持管理
- 【課題⑪】：市民の緑づくりに関する意識啓発と参加機会の拡大

<前計画の達成状況からみえる課題>

- 【課題⑫】：行政主体による公園緑地の新規整備の限界
- 【課題⑬】：社寺林や農地などの民有緑地の保全及び緑化の推進

<これからの緑のまちづくりに向けた重要な視点>

視点	内容	課題への対応	基本方針への展開
視点1	木曽川の水辺空間を軸とした生物多様性の確保	課題③・⑥	【基本方針①】いのちを紡ぐ緑のまちづくり
視点2	地震や豪雨災害などの都市型災害への対応に向けたグリーンインフラの充実	課題①・④	【基本方針②】暮らしを織りなす緑のまちづくり
視点3	都市の顔となる新たな魅力あふれる緑地空間の創出	課題②・⑨	
視点4	地域の特色を活かした水と緑の既存ストックの保全と活用	課題⑧・⑩	【基本方針③】ともに育てる緑のまちづくり
視点5	市民や地域がまとまり、つながるコンパクトなまちづくりとの連携	課題⑤・⑫・⑬	
視点6	多様な主体との連携・協働の活発化	課題⑦・⑪	

計画の基本理念及び基本方針への展開（これからの緑のまちづくりの方向性）

3-1 計画の基本理念（案）と基本方針（案）

基本理念（案）

水と緑で“人”がつながる 心ふれあうまち 一宮

- 【水】：木曾川や市内を流れる中小河川などの水の軸
- 【緑】：社寺林や農地、都市公園などの市民生活に寄り添う緑の拠点
- 【人】：市民をはじめ、市外からの来訪者、民間事業者などの多様な主体

基本方針（案）



【基本方針①】

“いのちを紡ぐ” 緑のまちづくり

○水と緑のネットワークの形成や生物多様性の確保、公園や街路樹等のグリーンインフラの充実、都市農地の保全等を図り、人や生き物などの多様な種が共存する緑のまちづくりを目指します。



【基本方針②】

“暮らしを織りなす” 緑のまちづくり

○多様化するニーズやライフスタイルの変化に対応しながら、市民生活の向上に資する緑地の充実・活用、多世代が交流できる緑地空間の創出を図り、豊かで快適な暮らしができる緑のまちづくりを目指します。



【基本方針③】

“ともに育てる” 緑のまちづくり

○本市の緑を次世代へ継承するため、市民や民間事業者等との連携協働、都市公園法等の改正による新たな取組みを進めながら、多様な主体が一体となって緑をともに育て、活用する緑のまちづくりを目指します。

3-2 計画の進捗状況を確認する指標（案）

成果指標

【成果指標①】	【成果指標②】	【成果指標③】
生物多様性に関する活動の実施回数	都市公園の利活用回数	緑に関する取組みの関心度
【基準値】 22回/年 → 【目標値】 30回/年	【基準値】 415回/年 → 【目標値】 520回/年	【基準値】 17.3% → 【目標値】 33%
<対応する基本方針> 基本方針①	<対応する基本方針> 基本方針②	<対応する基本方針> 基本方針③

達成指標

【達成指標①】	【達成指標②】
緑地率 (市街化区域に対する緑地の割合)	市民1人あたりの 公的緑地面積
【基準値】 7.0% → 【目標値】 7.0%	【基準値】 8.95㎡/人 → 【目標値】 10㎡/人

3-3 緑の保全・創出・活用の方針（案）

緑の保全

特徴ある緑を保全し、次世代へつなぐ

- 木曾川や青木川等の河川沿いの緑、都市部周辺に広がる農地等の自然の緑を多様な種の共生に資する緑として保全します。
- 真清田神社の社寺林や市街化区域内の生産緑地といった都市部の貴重な緑を保全します。
- 多様な機能を有する都市公園や街路樹等の緑を市民生活の向上に資する緑として保全します。
- 多様な主体との連携・協働により、身近な緑の保全を推進します。

緑の創出

緑あふれるまちづくりを進め、暮らしを豊かにする

- 緑が不足している都市部において、効果的に緑とオープンスペースの創出を図ります。
- 多様化するニーズやライフスタイルに対応した公園緑地の整備を官民連携により推進するとともに、市役所等の公共施設の緑化を推進します。
- 河川や道路、旧街道の緑化を推進し、緑の拠点をつなぐ水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 緑化に関する情報発信・イベントを通じ、多様な主体との連携・協働による緑のまちづくりを推進します。

緑の活用

身近な緑を活用し、人々の交流を促進する

- 都市公園をはじめとする公園緑地を多世代が交流し、にぎわいを創出する空間として活用を図るとともに、利用方法等を市民へ情報発信することで、積極的な利用促進を図ります。
- 生産緑地地区等の市街化区域内農地は、都市部の貴重な緑であることから、市民等の多様な主体と連携しながら、継続的な維持・保全・活用を図ります。
- 青木川や大江川等の河川敷や島畑等の農地は、人々が緑を通して交流できる空間として活用を図ります。

3-4 都市公園等の整備と管理の方針（案）

- 1) 市民の生活の質（QOL）を高める公園緑地の再整備 ⇒ 基本方針②に対応
 - 市民ニーズを踏まえ、市街化区域内における拠点性の高い都市公園を中心に再整備を推進します。
- 2) 土地区画整理事業等の開発に伴う公園緑地の整備・管理 ⇒ 基本方針②・③に対応
 - 面的整備に伴う公園等の整備は、地元意見を踏まえながら計画的に整備を推進します。また、整備した公園等は、地域主体で管理が出来る仕組みづくりを推進します。
- 3) 民間活力等の導入の促進による公園緑地の再整備・管理 ⇒ 基本方針①・②・③に対応
 - 積極的な民間活力等の導入により、利便性及び快適性、防災性の高い公園緑地の再整備・管理を推進します。また、公園種別や地域特性に応じてパークマネジメントプランを作成し、これに基づく都市公園等の管理を推進します。
- 4) 計画的かつ効果的な公園緑地の管理 ⇒ 基本方針①に対応
 - 公園施設長寿命化計画等に基づき、計画的かつ効果的な公園施設の適正な管理を推進します。
- 5) 多様な主体との協働による公園の維持管理 ⇒ 基本方針③に対応
 - 公園愛護団体等による管理を継続的に推進するとともに、都市公園等の関係法令の制度を活用した維持管理を推進します。

3-5 緑の将来像（案）

一宮市の目指すべき緑の姿を、緑の保全・創出・活用を念頭においた「いのちを紡ぐ緑」、「暮らしを織りなす緑」、「ともに育てる緑」で構成される緑の将来像を示します。



【緑の将来像（案）の考え方】

いのちを紡ぐ緑

一宮市の特徴的な水と緑の軸である木曾川を「水辺空間軸」、日光川や野府川、青木川の市内を流れる河川とその沿川の緑地を「主要な水と緑のネットワーク軸」、その他の河川や水路を「水のネットワーク軸」、街路樹のある道路や緑道を「緑のネットワーク軸」として位置付け、動植物の生息・移動空間や交流・レクリエーション機能を担う水と緑のネットワーク形成を図ります。

- 木曾川の水辺空間軸
- 主要な水と緑のネットワーク軸（日光川、野府川、青木川）
- 水のネットワーク軸（河川や水路）
- 緑のネットワーク軸（街路樹のある道路や緑道）
- 木曾川を軸とした広域交流軸（木曾川沿いのサイクリングロード）

暮らしを織りなす緑

主要な都市公園や公共施設緑地を「中核となる緑の拠点」、真清田神社や妙興寺、尾西歴史民俗資料館等の本市の歴史と文化の象徴となる拠点を「歴史と文化のある緑の拠点」、旧街道の歴史文化を残す美濃路や岐阜街道を「歴史と文化が織りなす緑の回廊」、市街化区域を囲むように広がる田園環境を「緑と農の田園環境エリア」と位置付け、都市と田舎が織りなす景観や都市のにぎわい創出機能を担う、都市の質を高める緑としての保全・創出・活用を図ります。

- 中核となる緑の拠点（都市公園等）
- 歴史と文化のある緑の拠点
- 歴史と文化が織りなす緑の回廊
- 緑と農の田園環境エリア

ともに育てる緑

都市計画マスタープランにおいて位置付けられた3つのゾーン、3つの拠点については、持続可能なまちづくりと連携した緑の保全・創出・活用の推進を図ります。

【ともに育てる緑のゾーン】

都市居住ゾーン（市街化区域）、田園環境共生ゾーン（市街化調整区域）、工業集積ゾーンの3つのゾーンについては、各ゾーンの土地利用や地域特性を踏まえながら、市民や民間事業者等と連携して緑の保全・創出・活用を図ります。

【ともに育てる緑の拠点】

都市拠点（一宮駅周辺）、副次的都市拠点（尾西庁舎周辺及び木曾川駅周辺）、地域生活拠点（出張所等の主要な公共施設）の3つの拠点については、市民が日常的に利用する拠点であることから、緑豊かなまちづくりの実現に向けた積極的な緑化推進を図ります。

【ともに育てる緑のゾーン】

- 都市居住ゾーン
- 田園環境共生ゾーン
- 工業集積ゾーン

【ともに育てる緑の拠点】

- 都市拠点
- 副次的都市拠点
- 地域生活拠点

凡例

	木曾川の水辺空間軸		緑と農の田園環境エリア
	主要な水と緑のネットワーク軸（日光川、野府川、青木川）		中核となる緑の拠点（都市公園等）
	水のネットワーク軸（河川や水路）		歴史と文化のある緑の拠点
	緑のネットワーク軸（街路樹のある道路や緑道）		高規格幹線道路軸
	歴史と文化が織りなす緑の回廊		公共交通軸（JR・私鉄）
	木曾川を軸とした広域交流軸（木曾川沿いのサイクリングロード）		

ゾーン区分

	都市居住ゾーン		田園環境共生ゾーン		工業集積ゾーン
	都市拠点		副次的都市拠点		地域生活拠点

※ゾーン区分は一宮市都市計画マスタープランにおける位置づけを引用

4-1 緑のまちづくりに関する施策（案）



5-1 推進体制

【各主体の役割及び連携・協働による緑のまちづくりの推進】

緑のまちづくりを推進するためには、下記に示す市民・民間事業者等・行政といった多様な主体がそれぞれの役割を認識し、互いに連携・協働しながら緑の保全・創出・活用に取り組むことが必要となります。

■各主体の役割

市民

- ・住まいや地域の緑の保全・創出
- ・緑に関する活動やイベントの参加・協働
- ・公園や緑地等の利用・活用
- ・緑のまちづくりに対する意識の向上 など

行政

- ・公園や緑地、街路樹等の公共施設の緑の保全・創出
- ・緑に関する活動やイベントの開催、情報発信等の普及啓発
- ・市民や事業者等に対する緑の保全や緑化に対する支援
- ・市民や事業者等との連携・協働による緑に関する取組みの推進
- ・持続可能なまちづくりに向けた総合的な緑のまちづくりの推進 など

事業者

- ・事業所や地域の緑の保全・創出
- ・緑に関する活動やイベントの参加・協働
- ・公園や緑地等の利用・活用
- ・緑のまちづくりに対する意識の向上 など

5-2 進行管理方策

【PDCAサイクルによる進行管理】

庁内関係各課との横断的な連携により、効率的で実効性のある施策の推進を図るため、PDCAサイクル（下記参照）により概ね5年毎に評価・検証を実施し、必要に応じて改善を行い、柔軟的な計画推進を図ります。

また、計画の進捗状況を把握するための指標である「成果指標」、「達成指標」は、市政アンケートや関係各課保有のデータ等を活用して、1年に1回評価・検証を実施します。

■計画の進行管理サイクルのイメージ

